

# アジア・太平洋戦争と戦後教育改革 (10) — 終戦の足音 —

山下祐志

Some Considerations on the Asia-Pacific War and the Educational Reforms of Postwar Japan (10)

— Footsteps of the End of the Asia-Pacific War —

Yuji YAMASHITA

## 一、序論

すでに見てきたように、早期終戦を画策せんとする重臣達の謀議によって、かたくなまでに主戦論を展開する東条内閣が倒壊した。続く小磯内閣は誕生に際して、ニヶ月か三ヶ月の短命が予想され、次の和平内閣への中継ぎとして、東条的勢力の一掃と戦況の一时的挽回、和平工作の根回しが期待されていた。小磯内閣は紆余曲折の末、東条的勢力の一掃に成功したが、逆に戦況は絶望的となり、挽回をあせるあまり主戦論（玉碎戦法）に傾倒していった。すなわち、小磯首相は一九四五年三月二十一日午後七時二十分より、「国難打開の途」と題して次の如き放送を行っている。<sup>①</sup>

① 三月十七日、硫黄島が占領された。私は率直に硫黄島の喪失が大東亜戦争の推移上重大なる転機を画する痛恨極まりなき出来事である事を認めざるを得ない。それは、たとひ不毛の一小島であっても、神州不侵の鉄則に疵をつけられたからである。

② 今や帝国の総力を挙げて戦争目的完遂の一点に結集し敵の物量に体当た

りを決行すべき秋である。

③ 政府においては兵農一本、国民皆兵の本義に基き本土防衛態勢の確立と生産増加の一体的飛躍強化を図るため、事態の現況に即応し得る如く挺身総出動を強力に指導実施するための措置を近く決定したい覚悟である。

だがしかし一方で、敗戦を覚悟しながら、その手順が水面下で考慮され始めたこと、にもかかわらず、あるいはだからこそ「人的一体性」に展望を欠いたことにより、中継ぎとしての小磯内閣の役割は終わった。さりながら、天皇が依然として本土決戦論を支持していたため、我が国の和平方針は統一されず、沖縄では住民を巻き込んだ決死の戦闘が繰り広げられ、大本営統帥部は四月六日、特攻戦術「菊水一号作戦」を発令した。したがって、次の鈴木貫太郎内閣は、「決戦内閣と和平内閣」の二つの性格と使命を担って登場することになる。

他方、国際情勢に目を転ずると、鈴木内閣の誕生と相前後して、いくつかの大きな転機が訪れていた。すなわち、ソ連の日ソ中立条約不延長通告（四月五日）、ローズヴェルト大統領の死去（四月十二日）、サンフランシスコ連合国全体会議の開催（四月二十五日）、ムッソリーニの処刑（四月二十八日）、ヒトラーの自殺（四月三十日）、ドイツの無条件降伏（五月七日）などである。さらには、戦後構想を巡る米ソの冷戦、植民地諸民族の独立運動等、新たな状況が顕在化する

ようになってきた。そして、このような内外情勢の中でポツダム宣言が発出されたことにより、国際外交の舞台は次の段階へと移行していくのである。

そこで本稿では、「アジア・太平洋戦争と戦後教育改革」シリーズの一環として、いよいよ大詰めを迎えた戦局の中で、日米双方の動向を中心とした、内外情勢の機微なるところを明らかにしたいと思う。

## 二、本論

小磯内閣総辞職に伴う後継内閣首班選定のため、四月五日午後五時より、宮中において重臣会議が開催された。ここに注目すべきは、会議に先立ち木戸内府が午前十一時五十分米内海相と会談の際、鈴木貫太郎大将のことを言い出して、これに米内大将の賛同を得ており、また同内府が午後三時二十分、岡田大将とも面談して事前打合せをなしていることである。もともと、近衛公及び平沼男は鈴木総理の誕生を待望しており、ようやく初めてにして総理の推薦が一本化される手筈になっていた<sup>2)</sup>。しかしながら、すでに弱体な小磯内閣を見放していた陸軍当局は、畑元帥か梅津大将を後継に希望ないし予想し、三月三十日ごろには陸軍省軍務課が、「小磯内閣退陣指導要領」「新内閣組織要領」「陸軍現役軍人ニ大命降下セル場合ノ措置要領」を策定し、重臣会議に臨む東条大将にその意向を実現するよう託していた<sup>3)</sup>。

そのため会議では、東条大将がただ一人、戦争は本土決戦の段階に入って今日後継首班は現役軍人であることが必要であると力説し、畑元帥を推挙して他の重臣たちと激しいやりとりを展開した<sup>4)</sup>。但し、この会議に於ては、誰も和平工作に關しては明らかに触れなかった。それは、この会議に東条大将が出席しており、ウツカリしたことを言いつて陸軍を刺激して逆の手を打たれることを恐れたからであった。が、誰しもその点は暗黙の間に諒解しており、彼らの胸中は、「過去に行懸りの無い人を」という近衛公や平沼男の主張に代弁されていた<sup>5)</sup>。かくして、彼らは結束して東条大将の封じ込めに努め、思惑通り鈴木大将の推薦に漕ぎ着けた。東条大将には、もはや多数意見を覆すだけの力は無かったのである。

当の鈴木貫太郎大将は四月五日夜重臣会議終了後、はじめは、老齢七十九にして耳も遠く、内閣首班として、その任に非ずと辞退したが、木戸内府その他重臣の懇請もあり、特にまた、天皇より、政治に経験がなくともよろしい、耳が聞こ

えなくともよろしいから引き受けるようにとの再度のご誂を拝したので、しからば天皇のご意図を体し、戦争終結の大業を成さんと心中深く決意して、同夜十時組閣の天命を拝受した<sup>6)</sup>。組閣にあたって、同大将が何よりも第一に配慮したのは陸軍の協力を得るということであった。そこで同大将は、翌六日、自ら杉山前陸相を往訪し、鄭重に陸相推薦方を依頼した。陸軍は、陸相として阿南大将を推したが、同時に次の三ヶ条よりなる陸軍の要望条項を提示し、新首相に釘をさすところがあつた<sup>7)</sup>。

一、あくまでこの戦争を完遂すること。

二、陸海軍を一体化すること。

三、本土決戦必勝のための陸軍の企図する諸政策を具体的に躊躇なく実行すること。

もつとも、阿南陸相は入閣の直後、米内海相を訪ね、本土防衛というが結局海上と水際で勝たなければ駄目だし、陸海軍統合も若い者たちが考えているように参らぬ、と率直に陸軍部内統御の方便として条件をつけたかの如き意味をもらし諒解を求めている。また、東郷外相は新内閣が終戦に努めることを条件として、入閣を承諾している。このように、鈴木内閣の出現は、内外の識者をして、日本の終戦意図を秘かに思わせるものがあつた<sup>10)</sup>。とは言うものの、当時の客観的な情勢は、終戦を公然と語ることができなかったもので、鈴木首相は四月七日深更の初閣議終了後、次のような談話を発表した。奇しくもこの日は、戦艦大和の命日となり、わが国の落日を決定づけた運命の日であつた。

今や如何なる樂觀も許さぬ重大なる情勢に立至りました。……………帝国存立の基礎危しと言はなければなりません。……………今は国民一億の総てが既往の拘泥を一掃して尽く光榮ある国体防衛の御楯たるべき時であります、私は因より老体を国民諸君の最前列に埋める覚悟で国政の処理に当ります、諸君も亦、私の屍を踏越えて起つ勇猛心を以て新たなる戦力を発揚し俱に宸襟を安んじ奉られむことを希求して止みませぬ<sup>11)</sup>。

当人の弁によると、鈴木首相が「国民よ我が屍を越えて行け」と言つた真意には、次の二点が含まれていた<sup>12)</sup>。

① 自分としては今次の戦争は全然勝ち目のないことを予断していたので、自分に大命が降つた以上、機を見て終戦に導く、そうして殺されるといふこと。

② 自分の命を国に捧げるといふ誠忠の意味を表現したこと。

ところが、おりしも新内閣の発足に先立って、マスコミは次のような論調を発表しており、公式的な世論はあくまでも戦争の完遂にあった。そのため、鈴木内閣は「右の手で戦い、左の手で和平の工作をすすめ」（下村海南情報局総裁）という、方針の不透明な内閣とならざるを得なかった。

一、新内閣の組閣方針に対しては吾等はそれがあくまで決戦内閣であり、強力内閣であることを切望したい。強力であるためには、今日においては、真に命を捨て、国に殉じ、国体護持に碎身する閣僚とせねばならぬ。

二、閣僚は名実共に国民義勇軍の陣頭に立つに足る精力あり、国民特攻隊の先陣に斃る、気魄あるところの人士でなければならぬ。

三、新内閣に対してわれ等の要請すべきものは、作戦面に於ける陸海軍の一体化並びに統帥と国務の完全なる吻合調整である。（総力を刺す所なく戦力化するに果敢でなければならぬ）

ただし一方で、次の論調にみられるように、緊迫した戦況を直視し、鈴木内閣に命運を託そうとする気概も最高潮に達していた。

一、既に大東亜戦局の様相は、単なる『言葉の強調』を越えて、一億国民の現実にはひし／＼と迫る、心ある大和民族の一人々々は『国家をどうするか』『民族をどうするか』『自己の生命をどうするか』といふ現実の問題に直面している。

二、国民は今最高とも言ふべき一人の戦争指導者を得た、しかしこの指導者を生かすか殺すかはすべて国民の肩にかかっている、それは、ここに繰り上げるまでもなく、政治にズブの素人であり、かつ『政治は嫌ひです』と明言する人だからである。

三、国民は最終内閣を要求する、大胆にいへば、ルーズヴェルトも、蒋介石もたゞ一人なのに、帝国のみが戦争指導者階級の頻々たる更迭を見なければならぬのは、一体どういふわけか、この戦を勝つまでには、どれだけの特攻隊、どれだけの国民を国家に殉ぜさせなければならぬか分からない、この時に当って何ぞ内閣再三の更迭ぞやと国民は問ふであらう。

わが国の内閣交替と時を同じくして、欧米の様相も目まぐるしい変化を示していた。四月十二日午後三時半（米夏期時間）ウオーム・スプリングスにおいて、ローズヴェルト大統領が脳溢血のため急死した。代わって、副大統領ハリイ・トルーマンが昇格した。彼は外交経験が皆無であり、しかも反ソ的な見解の持ち主

としても有名であった。葬儀に出席するため米国を訪問したモロトフ外相は、新大統領トルーマンから唐突に、ソ連がポーランド問題についてヤルタ会談での約束を守っていないと激しく非難され、しかも「ポーランド問題が解決されなければ三大国の協力関係もありえないと脅迫された」のである。<sup>15</sup> ローズヴェルト大統領亡き後、米ソの協力関係は「所詮、具体的な空間秩序と歴史的根幹に根をおろさない虚構の所産にすぎなかった」<sup>16</sup> のかも知れないが、モロトフ外相にとってはまさに青天の霹靂であった。大国間に亀裂が生じ始めたにもかかわらず、表1に示すように、列国は国際連合の結成に向けて連帯の絆を強化し、四月二十五日サ

表1 対日包囲網の拡大

「一九四五年」	
1月5日	トルコ、対日断交。
20日	ハンガリー、連合国と休戦協定。
2月6日	ロンドンで反枢軸世界労働組合大会。
16日	ベネズエラ、日独に宣戦布告。
23日	トルコ、日独に宣戦布告。
26日	エジプト、対日独宣戦布告。
3月1日	インド、サウジアラビア、イラン、日独に宣戦布告。
2日	ルーマニア、対日宣戦布告。
27日	アルゼンチン、連合国側に参加。
4月11日	スペイン、対日断交。
13日	チリ、対日宣戦布告。
5月17日	デンマーク、対日断交。
6月2日	ギリシャ、対日宣戦布告。
6日	ブラジル、対日宣戦布告。
26日	国際連合憲章署名。
7月6日	ノルウェー、対日宣戦布告。
8月8日	ソ連、対日宣戦布告。

注：外務省編『第二次世界大戦終戦史録』下巻より作表。

ンフランシスコにおいて、世界四十六カ国代表による国際機構審議連合国会議が盛大に行われた。

一方、ムッソリーニの処刑を決めたバルチザン指導者会議は、四月二十八日、ドンゴ役場に監禁中の閣僚十六人とともに、ムッソリーニと愛人を射殺した。翌日、これらの死体はミラノ市に運ばれ、建設中のガソリンスタンドに並べられた。翌いつの間にか群衆が寄ってきて、死体をけつたり傷つけたり、あげくの果てムッソリーニと愛人クララは逆さづりにされるなど無惨な仕打ちを受けた。ムッソリーニの死を知らされたヒトラーは四月三十日、ベルリンにおいて口に銃口をあて自ら五十六歳の生涯を閉じた<sup>(17)</sup>。後任のデーニッツ総統は五月七日正午、ドイツ全軍に対して、米・英・ソ三国への無条件降伏を命令した。

欧州戦の終了に際し、トルーマン大統領は、次のような対日降伏勧告声明を発してきた。ちなみに、かかる趣旨のスピーチは、ザカリアス大佐によってドイツ降伏以来、八月四日まで、十四回繰り返して放送されている。

日本軍の無条件降伏は日本国民にとってはなにを意味するのかといえ、それは戦争の終結にほかならない。日本を惨禍の淵に追い込んだ軍部指導者の無力化を意味する。兵士達が家庭に、農場にまた職場に復帰できることを意味する。またそれは勝利の希望のない日本人の現在の苦悩や困難をこれ以上引きのばさないことを意味している。無条件降伏は決して日本国民の絶滅や奴隷化を意味するものではない<sup>(18)</sup>。

ドイツの無条件降伏によって、三国軍事同盟の足かせから解放されたわが国政府は、米大統領の対日降伏勧告声明に対して独自の判断で応じることが可能となった。しかもトルーマン声明には、期せずして「カイロ宣言」の懲罰思想が削除されており、この上ない和平の好機であったと言えよう。天皇側近の宮中グループは、すでに三月の時点で、最終的には天皇の「聖断」によって終戦に導くというシナリオを固めつつあった。しかし、この「聖断」シナリオには、明らかに大きな弱点があった。それは、「或る限度」にこなければ事が進まないという点であり、その微妙なタイミングを巡って彼らは躊躇していたのである。彼らの焦燥をよそに、政府は従来通り二足の草鞋を履き続け、九日午後四時より首相官邸で臨時閣議を開催、鈴木首相以下全閣僚出席の上欧州戦争終結に対処すべき帝国の方針について協議の結果、次の如き政府声明を発することとなった。

帝国と盟を一にせる独逸の降伏は帝国の衷心より遺憾とするところなり、帝国の戦争目的はもとよりその自存と自衛とに存す、これ帝国の不動の信念

にして欧州戦局の急変は帝国の戦争目的に寸毫の変化を与えるものに非ず、帝国は東亜の盟邦と共に東亜を自己の欲意と暴力との下に蹂躪せんとする米英の非望に対し、あくまでも之を破摧しもつて東亜の安定を確保せんことを期す<sup>(20)</sup>。

もちろん連合国側も、対日降伏勧告声明を発してはいたが、時局を決して樂觀視してはいなかった。トルーマンの演説の主調は徹頭徹尾国内の戦勝気分戒告にあり、欧州戦の終了をもつて「勝利の半ばを得たに過ぎない」となし、「西方において収めた勝利は東方においても収めねばならぬ」と強調、「国民の力を欧州において実証したと同様に太平洋においても実証せねばならぬ」と呼びかけている。しかもトルーマンは、同演説において一切VEデー（欧州戦勝利の日）なる言葉を用いず、五月十三日を「祈念の日」とする旨を宣言し、太平洋戦争へのより激烈なる突入を厳肅に示唆して、太平洋におけるアメリカの並々ならぬ闘志を闡明している。同様にチャーチルは、「われらは短期間の勝利を喜んで差支へない」ときわめて控え目の表現で欧州戦終了を謳い、続いて「日本は依然として屈伏するに至らず」、従つてイギリスは一切の力を挙げて「日本に対してあく迄報復しなければならぬ」と力説した<sup>(21)</sup>。

反面、ドイツが降伏するとトルーマン大統領は、すぐさまソ連への武器援助を打ち切り、貸与物資を乗せてソ連へ向かっていた船までも引き返させるなど、反ソ感情の高ぶりを隠せなかった<sup>(22)</sup>。スターリン首相もまた、ヤルタ会談で対日参戦を承諾したものの、中立関係にある日本との戦争を「ソ連人民に納得させるためには、具体的に日本との戦争によって国家的利益が得られることを示さなければならぬ」と大国的な野心を掻き立て、米国の動向に過敏になっていた。対して我が国政府は、和平のタイミングが掴めないまま、ズルズルと徹底抗戦の気運に流されて、自虐的な戦時施策を打ち出していった。

すなわち、授業停止による学徒動員の徹底強化と教育の決戦態勢を確立するため、五月二十二日に戦時教育令を公布し、続いて六月九日、現役兵役法の他に新たに義勇兵役法を設けた。これらによって男女を問わず、総ての国民が戦闘要員として編成されることになった。「一億総特攻」のスローガンの下、給料や食糧などは支給されず、武器は竹槍、手榴弾などとされた。大本営陸軍部編纂の『国民抗戦必携』は、敵が上陸したら国民は「敵陣に挺身斬込みを敢行」せよと教えた。また、敵との「白兵戦の場合は竹槍で敵の腹部を狙って一と突きにし、また鎌、鉞、玄能、出刃庖丁、鷹口その他手ごろのもので背後から奇襲の一撃を加え

て殺すこと、格闘の際は水落を突いたり拳丸を蹴上げて敵兵を倒すよう訓練を積んで置かなければならない」と指示していた。<sup>(24)</sup>

表2 東京空襲一覧

昭和19年11月	12月	昭和20年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
来襲日	24・27・29・30	3・6・10・11・12・15・20・21・24・27・30・31	1・5・9・11・27・28・29	2・9・14・16・17・19・24・25・26	4・5・9・10・18・30・31	1・2・4・7・12・13・14・15・16・18・19・24・25・28・29・30	7・12・19・23・24・25・29	10・11	6・8・9・12・13・19・28・29・30	1・3・5・8・10・13・15

注：水谷鋼一・織田三乗『日本列島空襲戦災誌』より作表。

さりながら、表2に示すように都市空襲は頻繁となり、東京では五月末までに宮城、首相官邸、諸官庁をはじめ主要部分が全滅した。目標は三月中旬以降地方に移り、名古屋、大阪、神戸から九州、東北、北陸と全国に拡大した。七月中の空襲機数は二万機と発表され、誇大とみられる撃墜・撃破でさえ一〇二〇機で、その五パーセントにしかならなかった。<sup>(25)</sup>かくして、せめて生命だけでも守ろうとする疎開の雪崩現象が後を絶たず、厭戦落書や流言が飛び交った。清沢冽は当時の状況を、「どこに行っても戦争は、いつ終わるだろうかという点に話題が向けられて行っている。誰も戦争に飽いたことが推知される」と日記に記している。勝利の見込みのない戦争の遂行は、もはや政府首脳部内でも足並みの乱れを生

じていた。五月三十一日の閣内六相懇談会の席で、阿南陸相は「一度勝ときをあげて、その上終戦に持つてゆきたい」と主張するのに対し、米内海相は「このままだでは国体の護持すら覚つかなくなるおそれがあるから、一日も早く講和すべきである」と言うのであった。鈴木首相はこの間ほとんど黙っていたが、翌日、左近司国務相に「小国日本が大国米英と無理な戦争をしているので、この際日本の面目を保ち得て講和をなし得れば上策である。自分は、その心算で、一面戦争、一面和平で、進んでゆきたい」と所存のほどを明らかにした。<sup>(27)</sup>厭戦の世論を察知しながらも、政府部内では依然として和戦を決する天秤は均衡を保ち続け、時局を転換させるエネルギーはあまりにも乏しかったと言わざるを得ない。

したがって、スウェーデン公使バグゲとの和平交渉を反故にした東郷外相は、代案として六月三日に広田・マリク会談を設定し、ソ連を仲介とする和平交渉を急ぐことになるが、「対ソ交渉は、軍部が敵国たる米英と直接折衝することを肯じえなかったため、対内政策上の必要から打った外交的捨石に過ぎなかった」<sup>(28)</sup>のであり、前途に確たる展望を見出してはなかった。ために、六月八日の最高戦争指導会議では、本土決戦方針が再確認されることになった。ただし反面、この会議で国力の現状と世界情勢について審議された結果、もはや「七生尽忠の信念を源力とし、地の利、人の和を以て飽く迄戦争を完遂し、以て国体を護持し皇土を保衛し征戦目的の達成を期す」と、悲痛な戦争目的の転換が行われたことは見逃し得ない。しかも、梅津参謀総長が出張していた大連から帰り、大陸の日本軍の戦力が実質的には「米の八個師分位」しかなく、弾薬保有量も近代式大会戦の「一回分よりない」ことを六月十一日に上奏し、天皇に大変なショックを与えている。<sup>(30)</sup>「もう一度戦果を挙げてから」の思惑は、ほとんど現実味を失ってしまったのである。

こうして六月二十二日、わが国は事実上の終戦に向けてスタートを切ることになった。この日の御前会議で、天皇は「先般の御前會議決定に依り飽く迄戦争を継続すべきは尤ものことなるも亦一面時局收拾につき考慮することも必要なるべし、右に関する所見如何」と、間接的ながらも戦争終結に向けて努力しよう初めての公式発言を行った。この発言は、鈴木首相の言葉を借りれば、「われわれが内心考えていても、口に出すことにはばからなければならないようなこと」であった。<sup>(32)</sup>ここに暗中模索を続けてきた政府の態度も、はっきりとその方向を掴んでことになる。

それでもなお、宮中グループによる「聖断」シナリオは未だ発動されず、和平

表3 和平交渉の方針

<p>一、 聖慮を奉載し、なし得る限り速かに戦争を終結し、以て我國民は勿論世界人類全般を、迅速に戦禍より救出し、御仁慈の精神を内外に徹底せしむることに全力を傾倒す。</p> <p>二、 これがため内外の切迫せる情勢を広く達観し、交渉条件の如きは前項方針の達成に重点を置き、難きを求めず、悠久なる我國体を護持することを主眼とし、細部については、他日の再起大成に俟つの宏量を以て、交渉に臨むものとす。</p> <p>三、 ソ連の仲介による交渉の成立に極力努力するも、万一失敗に帰したる時は、直ちに英米との直接交渉を開始す。その交渉方針及び条件に就いては、概ね本要綱に依るものとす。</p>
--

注：外務省編『第二次世界大戦終戦史録』中巻より作表。

が成立するためには、外交手段ではなく、もつぱら物理的破壊によつて、まず軍部強硬派の抗戦意欲が叩きつぶされる時を待たなければならなかった。<sup>(33)</sup> ゆえに鈴木首相は、水面下で対ソ交渉を進める一方で、国内政治を念頭に置いて陸軍強硬派をなだめるために六月二十六日午後四時、情報局より次の如く内閣告諭を発表し、一九四一年十一月五日の決定と同じ轍を踏んでいくのである。

皇軍陸海空一体の真に感激すべき善戦健闘と官民不屈協力敢闘とに拘わらず沖繩本島の守備遂に成らず、…… 本大臣は帝国存亡の関頭に立ち茲に全国民に対し更めて宣戦の大詔に示し給える聖旨を奉体し死生一如の日本魂に徹して自奮自励相互信頼愈々加わるべき苦難に堪え、進んで一切の行動を戦勝の一途に集中し誓つて国難打開せんことを要望す。<sup>(34)</sup>

チグハグな対応は、さらにチグハグな事態を誘発することになった。マリク駐日大使は六月二十九日、ともかくも日本側の和平意図を本国政府に取り次ぐことを承諾し、わが国政府に俄に希望を与えた。しかしながら、佐藤尚武駐ソ大使が六月八日の時点で、「もはや日ソ関係の強化などを望む時期ではない、ソ連の参戦も近いから早く国体護持の立場で降伏すべし」と至急電報で主張していたように、わが国の督促にもかかわらずソ連側から何の回答も得られなかった。やむな

表4 和平交渉の条件

<p>一、 国体及び国土</p> <p>(1) 国体の護持は絶対にして、一步も譲らざること。</p> <p>(2) 国土に就いては、なるべく他日の再起に便なることに努むるも、止むを得ざれば固有本土を以て満足す。</p> <p>二、 行政司法</p> <p>(1) 我国古来の伝統たる天皇を戴く、民本政治には我より進んで復帰するを約す。これが実行のため、若干法規の改正、教育の革新にも同意す。</p> <p>(2) 行政は右の趣旨に基き、帝国政府自らこれに当るに努むるも、止むを得ざれば、若干期間監督を受けることに同意す。</p> <p>(3) 司法は帝国司法権の自立に努むるも、戦争に関係ある事項の処理につき止むを得ざれば、戦争責任者たる臣下の処分はこれを認む。これが実行に關し止むを得ざれば、彼我協議の上一部の干渉を承諾す。</p> <p>三、 陸海空軍軍備</p> <p>(1) 国内の治安確保に必要な最小限度の兵力は、これを保有することに努むるも、止むを得ざれば、一時完全なる武装解除に同意す。</p> <p>(2) 海外にある軍隊は現地にて復員し、内地に帰還せしむることに努むるも、止むを得ざれば、当分の若干を現地に残留せしむることに同意す。</p> <p>(3) 内地にある軍隊は、(1)項に關するものを除き、これを廃棄又は提出することに同意す。</p> <p>四、 賠償及び其他</p> <p>(1) 賠償として、一部の労力を提供することは同意す。</p> <p>(2) 条約実施保障のための軍事占領は、成るべくこれを行わざることとに努むるも、止むを得ざれば、一時若干軍隊の駐屯を認む。</p> <p>五、 国民生活</p> <p>(1) 窮迫せる刻下の国民生活保持のため、食糧の輸入、軽工業の再建等に関し、必要な援助を得るに努む。</p> <p>(2) 国土に比し人口の過剰なるに鑑み、これが是正のため必要な条件の獲得に努む。</p>
--

注：外務省編『第二次世界大戦終戦史録』中巻より作表。

く七月十三日、天皇の親書を持って近衛公を特使として派遣したいと、日本政府からソ連政府に再度の申し入れを行ったが、ソ連側は同十八日、日本の意図が不明だという名目で特使を拒絶した。日本政府は折り返し、近衛特使派遣の目的について打電したが、なぜかこの至急電は遅着し、佐藤大使が日本側の意図をロソフスキー外相代理に伝達できたのは、ポツダム宣言が発表される前日のことであつた。<sup>(35)</sup> ちなみに、この時、近衛特使は酒井鍋次と協力して表3・表4の交渉案を用意していたが、基本的な外交スタンスは、「ソ連へ対しては何等の条件をも提示せず莫斯科で話合の上そこできめた条件をもって陛下の勅裁を仰ぎ、これを決定することとし」、このことに関して「特に陛下から御許を得」ていたことは注目に値しよう。<sup>(36)</sup>

アメリカは電報の傍受によって、これら一連の日本側の動きについて逐一察知していた。よって、日本の終戦意図は十分承知していたが、日ソの直接交渉を好まなかったため、先のソ連側の拒絶回答はトルーマンの意向に沿って行われた、いわば米ソ合作の産物であつたのである。<sup>(37)</sup> 加えて、国内的には、政府の和平工作は本土決戦論者にわからない筈もなく、烈しい反和平、反鈴木内閣、反近衛特使の策動が展開されるようになった。<sup>(38)</sup> こうして、わが国にとっては不本意且つ不完全燃焼のまま、世論の統一も見ずに、「ポツダム宣言」の発表の日を迎えることになる。ここでしばらく、同宣言の草稿が作成されていく米国内の動向を見てみよう。対日戦後処理政策は、主として国務省で検討されていたが、これについてハル国務長官は次のように回想している。

国務省では、カサブランカ会議より三年以上も前から戦後の問題を討議していたが、無条件降伏という考えは持つていなかった。だが大統領がカサブランカでこの原則をあんなに力をいれて声明した以上、われわれとしては少なくとも形式の上ではこれに従うほかなかつた。これはその後いろいろの場合に頭をもたげてはわれわれをなやまし、釈明を要する問題になつた。<sup>(39)</sup>

本シリーズ第8報で触れたように、本格的に戦後問題が連合国の協議対象になつたのは、テヘラン会談後である。米政府は一九四三年十月、国務省部局間および地域委員会 (Country and Area Committee [CAC]) 内に極東地域委員会 (Far East Area Committee [FEAC]) を設立して、対日政策を検討していた。これをさらに本格化するために、翌年一月、国務省の最高政策立案機関として、戦後計画委員会 (Post-War Program Committee [PWC]) を新設した。そして対日政策は、FEACで原案が作成され、CACで事務的検討が

加えられ、さらにPWCで政治的検討が加えられることによって、国務省の最終的統一見解になるシステムがとられた。

また、国務省とは別に、陸・海軍省でも独自に対日政策を検討していたが、これらを統一する必要から、一九四四年十二月には、国務・陸軍・海軍三省調整委員会 (State-War-Navy Coordinating Committee [SWNCC]) が発足された。さらに翌年一月、極東小委員会 (Subcommittee for the Far East [SFE]) がSWNCCの下部機関として設けられた。これによって、SFEで作成された政策案はSWNCCで検討された後、米政府の正式な政策となるシステムが確立されたことになる。

国務省内では、すでに一九四四年五月四日に「日本・日本に関する合衆国の戦後目的」(CAC—一六b、PWC—一〇八b) が、続いて同年五月九日に「日本・軍国主義の廃絶と民主化過程の強化」(CAC—一八五b、PWC—一五二b) が相次いで作成され、対日政策の大綱が体系的にまとめられつつあつた。しかしながら、これらの基本政策構想の中には、「天皇制」について直接に言及した箇所は見当たらない。その理由は、当時の国務省内で、「無条件降伏」が日本の「天皇制」の存続を許すものか否かについて二つのグループ(親日派と親中国派)が係争中であり、意見調整ができなかつたからである。<sup>(40)</sup>

このような対立の最中に、国務省内で改組が行われた。そして、「親中国派」のホーンベックに代わって「親日派」のグループが一九四四年五月一日に極東問題局長に就任し、以後、「ポツダム宣言」の発出に至るまで彼らのグループが対日政策の素案作りを担当することになった。彼らの政策は、日本を「降伏に誘う」ことを主目的にしていたから、懲罰的な方法によって「日本にアメリカ型のデモクラシーを移植することは不可能なこと」として放棄し、日本人の「民族心理を傷つけることは極力避けるべきである」との結論を出していた。<sup>(41)</sup> そして最終的には、「日本人がもしその存続を望むならば、『国体護持』を保障すべきだ」と結論づけるに至つた。<sup>(42)</sup> かくして、一九四五年六月十一日、SWNCCで「敗北後における米国の初期対日政策」(SWNCC—一五〇) が立案された。この文書は以後、改訂を重ねて、最終的には同年九月二十二日、「降伏後ニ於ケル米国内期ノ対日方針」としてわが国で公表されるに至つたものである。<sup>(43)</sup>

「ポツダム宣言」が、これまでの一連の経緯に比して「宥和的」と批評されるのは、同宣言が「グルーの宣言案(一九四五年五月二十八日)に基き、日本の早期降伏を求めていた陸軍長官スチムソンの覚書(一九四五年七月二日)を直接の

原案として作成された<sup>(45)</sup>からである。そしてこの原案に、宣言発出の直前、英国のサンソム卿（駐米大使極東顧問）らの意見による修正が加えられた。しかしサンソム卿もまた、「貿易をコントロールするポジティブな力と、条約締結を差控えるネガティブな力の併用によって、日本が自発的に政治制度の改変を行うよう誘導する」ことが可能であると考えており、根本的には親日派グループと同一見解であった。この時点における国務省の「天皇制」に関する公式見解は、七月三日付国務省報告「日本の軍政および占領・天皇に対する態度・勧告」の中で、次のように記されている。

現在、日本人は天皇に対してほとんど狂信的な崇拜をささげているから、天皇制を廃止しようとしても恐らく効果がなであろう。日本国民の意思に反して単に天皇を退位させてみても、天皇制の廃止が実現するわけではなく、また、日本人が天皇制を信奉し、これを維持しようと決意する限りは、立法措置によってこれを廃止してみても恐らく実効をおさめることができない。したがって、連合国が天皇制の復活を阻止しようとするならば、日本を無期限に占領しなければならぬことになる<sup>(47)</sup>。

ゆえに七月六日、グルー国務次官よりバーンズ国務長官に提出された宣言案の第十二項目には、「もし将来日本において侵略的軍国主義の成長を不可能ならしめるような平和政策を当該政府が真に決定して、平和友好国に転換せしめるにいたるならば、現在の皇統の下における立憲君主制を含みうるものとす」の一文が盛り込まれていた<sup>(48)</sup>。だが、「親日派」の見解は一般的には不評で、国務省内でも反対勢力が強かった。例えば、一九四三年夏のギャラップ調査によると、天皇の死刑を希望する者三四%に対し、天皇の継承を支持する者はわずか四%にすぎなかった<sup>(49)</sup>。そのため、七月三日に国務長官に就任したバーンズは、前任者のハルの助言をもとに七月十七日、天皇に関する条項を削除した。これによって天皇の処遇問題は、「ポツダム宣言」からは切り離されることになった。とりあえず結論を保留しておいて、天皇制の効用が、「日本降伏のさいに働きうるかということによって、アメリカ政府は天皇制の存廃を決定しよう」としたのである<sup>(50)</sup>。

こうして準備された草稿は、ポツダム会談に持ち込まれた。そしてこの時、運命的な情報（七月十六日に原子爆弾の実験に成功）が米国からポツダムに打電された。この瞬間からトルーマン大統領は、完全に連合国の支配者になった。チャーチル首相の見たトルーマン大統領は、「別人のようになり」、「ロシア人に対し、かれらが、どこで乗り、どこで降りるかを指示するように話しましたし、全体と

して会議そのものを支配した」という<sup>(51)</sup>。そして七月二十六日、ソ連側がなんの口をさしはさむことのできないうちに、また蔣介石総統にはサインを求めただけで、しかもチャーチル首相の帰国中に、「ポツダム宣言」は突如として全世界に公布されたのである<sup>(52)</sup>。

意見の統一を見ないわが国政府は、取りあえず静観を決め込んで、ソ連の出方に注目することにした。これに対し統帥部は強硬意見で、同宣言を無視する旨を発表するよう首相に迫った<sup>(53)</sup>。他方、米英合同参謀本部は、対日戦の終結をさらに一年以上先のことと予想しており、日本本土上陸作戦（オリンピック作戦とコロネット作戦）のためにソ連の援軍を望んでいたのに対し、米英政府首脳部は原子爆弾の実験に成功した今、戦後構想の観点からソ連の参戦を「有難迷惑」と感じ始めていた。逆にソ連は、日本が降伏する前に参戦する必要から、極東軍備の増強を急いだ<sup>(54)</sup>。このような米英ソの狭間にあつて、他の連合国、特に中国の戦争への発言力は相対的に低下傾向を辿っていくことになる。奇しくも、「ポツダム宣言」発出と原爆の完成が重なったことにより、国際外交の舞台は、次の段階へと移行していくことになったのである。

### 三、結 論

以上、大詰めを迎えた戦局の中で、日米双方の動向を中心とした内外情勢の推移を見てきたが、これによって次のことが明らかになった。

① 鈴木内閣の誕生に際し、内外の識者は、わが国の終戦意図を読み取ることができた。但し、もう一度戦果を挙げてから、有利な講和条件を引き出すことが既定路線であったために、鈴木内閣は「右の手で戦い、左の手で和平をすすめる」という、方針の不透明な内閣とならざるを得なかった。本土決戦論者も、日本の逆転勝利を夢見ていたわけではなく、基本的には同じスタンスであったと言えよう。したがって、有利な講和条件に固執する限り、わが国の終戦は、戦果の挙がる日を待たなければならなかったのである。

② ところが、ドイツが無条件降伏して以来、連合国軍の攻撃は一段と烈しさを増し、わが国の劣勢挽回は夢物語となった。こうして六月二十二日、わが国は事実上の終戦に向けてスタートを切ることになった。とは言え、国体護持を至上命題とするわが国は、プラスαの有利な条件を巡って、ソ連との交



涉に徒な時日を費やしてしまうのである。よって、「ポツダム宣言」を挟んだ日ソ交渉と日米交渉は、わが国から見れば、このプラスαの条件を巡る攻防として理解することができよう。そしてまた、米ソにとっては、戦後の主導権争いの一コマであった。

③ 最悪の場合をも想定していた宮中グループは、予想される国内の混乱に對して、伝家の宝刀とも言ふべき「天皇の御聖断」によつて対処する策を練つていた。されど、「ポツダム宣言」の発出に際して、この宝刀が翳されることはなかつた。軍部強硬派の動きに躊躇した側面もあるが、本質的には彼らもまた、「国民の命」よりも「有利な条件」に固執した同じ穴のムジナであつたと言わねばなるまい。閣僚も同様で、この期に及んでもなお、互いに腹の探り合いを繰り返していたのである。

④ 一方、米国内では政争の末、早期終戦を画策せんとする親日派グループを中心に、講和条件の緩和の方向に動いていた。されど、国内の世論は勿論のこと、他の連合諸国の対日感情は依然として厳しく、また無条件降伏方式を提唱していた手前、事は単純には運ばなかつた。そのうち、米ソの冷戦も顕在化し、戦後構想が眼前に見えてくるにつれ、新たな政治的駆け引きが優先されるようになった。ために米政府首脳は、電報の傍受によりわが国の終戦意図を察知していたにもかかわらず、積極的な策動を差し控え、原爆投下によつて止めを刺す道を選んだのであつた。

⑤ この間、先駆けていたベトナム、カンボジア、ラオスが相次いで独立を宣言し、またアラブ連盟憲章が調印されるなど、終戦の足音とともに新しい時代の息吹が着実に芽生え、全世界に拡がる様相を示し始めた。

注

- (1) 昭和20年3月22日付『讀賣新聞』
- (2) 外務省編『第二次世界大戦終戦史録』上巻、山手書房新社、一九九〇年、三四四―三四五頁。
- (3) 防衛庁防衛研究所戦史室編『大本営陸軍部(10)』、朝雲新聞社、一九七五年、一三九―一四〇頁。
- (4) 木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』下巻、東京大学出版会、一九六六

年、一一八六―一一九四頁を参照した。

- (5) 同前、三五―一頁。
- (6) 鈴木貫太郎伝記編纂委員会編『鈴木貫太郎伝』、鈴木貫太郎伝記編纂委員会、一九六〇年、一八二―一八四頁。
- (7) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』上巻、三六六頁。
- (8) 同前、三七四頁。
- (9) 東郷茂徳口供書(速記録三三七号)、鈴木貫太郎口供書(速記録三三六号)。
- (10) 前掲『大本営陸軍部(10)』、一四五頁を参照した。
- (11) 昭和20年4月4日付『讀賣新聞』。
- (12) 鈴木一『鈴木貫太郎自伝』、時事通信社、一九八五年、二七八頁。
- (13) 昭和20年4月6日付『讀賣新聞』。
- (14) 昭和20年4月13日付『大阪朝日新聞』。
- (15) 永井陽之助『冷戦の起源』、中央公論社、一九七八年、三五〇頁。
- (16) 同前、一一六頁。
- (17) 入江徳郎他編『昭和史の証言』第19巻、本邦書籍、一九八八年、一七二頁を参照した。
- (18) 外務省編『終戦史録』第2巻、北洋社、一九七七年、二四二―二四三頁。
- (19) 山田朗『昭和天皇の戦争指導』、昭和出版、一九九〇年、二〇二―二〇三頁を参照した。
- (20) 前掲『終戦史録』第2巻、一三三―一三三頁。
- (21) 昭和20年5月10日付『讀賣新聞』。
- (22) 荒井信一『日本の敗戦』、岩波書店、一九八八年、三一頁。
- (23) 新関欽哉『ベルリン最後の日』、日本放送出版協会、一九八八年、一〇九―一一〇頁。
- (24) 前掲『日本の敗戦』、二六頁。(出典は、茶園義男『本土決戦 日本内地防衛軍』、不二出版、一九八六年)
- (25) 水谷鋼一・織田三乗『日本列島空襲戦災誌』、中日新聞東京本社、一九七五年、一五九―一七一頁を参照した。
- (26) 清沢冽『暗黒日記』第3巻、評論社、一九七三年、一四七頁。
- (27) 外務省編『第二次世界大戦終戦史録』中巻、山手書房新社、一九九〇

年、四六五―四六六頁。

(28) 加瀬俊一「終戦記念日を迎えて」、昭和24年8月14日付『讀賣新聞』

(29) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』中巻、四九六頁。

(30) 高木惣吉『高木海軍少将覚え書』、毎日新聞社、一九七九年、二二八頁。

(31) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』中巻、五一六頁。

(32) 迫水久常『大日本帝国最後の四か月』、オリエンツ書房、一九七三年、

九―二八頁を参照した。

(33) 種村佐孝『大本營機密日誌』、ダイヤモンド社、一九五二年、二四〇頁。

(34) 昭和20年6月27日付『讀賣新聞』。

(35) 佐藤尚武『回顧八十年』、時事通信社、一九六三年、四八一―四九七頁を参照した。

(36) 近衛文麿『失はれし政治』、朝日新聞社、一九四六年、一五二頁を参照した。

(37) 前掲『日本の敗戦』、四七―四八頁を参照した。

(38) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』中巻、五九一頁。

(39) コーテル・ハル『回想録』(朝日新聞社訳)、朝日新聞社、一九四九年、三〇六頁。

(40) 親日派とは、国務省内の日本課を中心とするグループで、グループが駐日大使であった時代に、彼の側近であった人達(ドゥーマンやフィアリー)や日本と何らかの関係があつて親日感情を持つ者(バラティン、ブレイクスリー、ポートン)等に対する総称である。彼らは、軍国主義は悪いが、日本の潜在的工業力を高く評価し、アジアの安定に不可欠な国として日本を位置づけていた。

一方、親中国派はウィンセントやヒッソン、ラティモアに代表されるように、国務省中国課を中心とするグループであつた。彼らは、日本の資本主義を弱めて侵略的性格を持たせないようにし、そのかわり中国の資本主義を強化し米国のよき市場にしようと考えていた。

そして、両派の勢力争いによって、対日政策も微妙に変化していったのである。詳しくは、秦郁彦「アメリカの対日占領政策」(大蔵省財政室編『昭和財政史』第3巻、一九八一年、東洋経済新報社)を参照するとよい。

(41) 高橋史朗「教育勅語の廃止過程」、『占領教育史研究』第1号、明星大

学占領教育史センター、一九八四年、三二―三頁。

(42) 森田英之「対日占領政策の形成」、葦書房、一九八二年、一八三頁。

(43) 外務省編『終戦史録』第3巻、北洋社、一九七七年、二五九―二六〇頁。

(44) 『戦後日本教育史料集成』第1巻、三一書房、一九八二年、二八頁。

(45) 前掲『終戦史録』第3巻、二九八頁。

(46) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第1巻、有斐閣、一九五七年、四五頁。サンソムの役割については、細谷千博「ジョージ・サンソムと敗戦日本」(『中央公論』、一九七五年九月号)が詳しい。

(47) 同前。他に、高橋紘「象徴天皇の誕生」金原左門編『戦後史の焦点』、有斐閣、一九八五年、六四頁。

(48) 同前、三九頁。

(49) 田中正明『東京裁判とは何か』毎日新聞社、一九八三年、二四二頁。

ちなみに、一九四五年秋のギャラップ調査においてできえ、天皇の処刑を要求する者三三%、戦犯として公判にかけらることに賛成する者一八%、終身禁錮を要求する者一一%、日本からの追放を支持する者九%に対し、天皇を認める者三%に過ぎなかった(前掲『冷戦の起源』、一六一―一六二頁)。

(50) 佐藤功「ポツダム宣言受諾と天皇制」、植田捷雄編『太平洋戦争終結論』、東京大学出版会、一九五八年、二四三頁。

(51) 伊藤光晴「ポツダム会談」、朝日ジャーナル編『戦後世界史の断面』上巻、朝日新聞社、九頁。

(52) 阪東宏「ドイツ降伏とポツダム宣言」、歴史学研究会編『太平洋戦争史』

第5巻、青木書店、一九七三年、三五五頁。

(53) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』中巻、六八〇―六八二頁を参照した。

(54) 藤原彰「敗戦の状況と戦争の決算」、歴史学研究会編『太平洋戦争史』第6巻、青木書店、一九七三年、二二―二五頁を参照した。

(55) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』中巻、七四五―七四八頁を参照した。(平成五年九月十七日受理)

(宇部工業高等専門学校社会教室)